

案

大都市制度・税財政調査特別委員会

令和6年度中間とりまとめ

令和7年4月 日

川崎市議会大都市制度・税財政調査特別委員会

1 付議事件

大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

2 委員会活動の経過

(1) 令和6年4月18日（第8回）

ア 議題

- ・委員会の運営について

イ 概要

令和5年度の本委員会における活動概要を取りまとめた「令和5年度中間取りまとめ(案)」について事務局より説明を行い、協議の結果、委員会の中間取りまとめとして、議長宛てに提出することとした。

また、今後の委員会運営については、おおむね「令和6年度大都市税財政制度調査特別委員会日程(案)」のとおりとし、詳細については正副委員長に一任の上、その他の運営については、昨年度と同様とすることとした。

(2) 令和6年5月28日（第9回）

ア 議題

- ・「令和7年度国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和7年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・待機児童がゼロの状況において、「継続的な待機児童の解消」という文言が要請事項に記載されているのは不自然であるため、適切な文言で要望してほしい。
- ・こども誰でも通園制度を導入するための体制が整っていないため、保育園の一時利用などの制度をより活用することで保育ニーズに対応してほしい。
- ・公共事業における物価高騰の影響が事業者には負担とならないよう、継続的に国からの支援が行われるよう要望してほしい。
- ・带状疱疹ワクチンを定期接種化した場合の費用の概算が掲載されていないため、国への要望を行う際は積極的なデータ提供などを実施し、議論が加速するように努めてほしい。
- ・多摩川における治水対策の推進において、住民からの心配の声を聞いているため、早急な事業進捗が図られるよう、国に強く要望してほしい。

(3) 令和6年7月26日(第10回)

ア 議題

- ・指定都市「令和7年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について

イ 概要

「令和7年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・保育所の給食職員の定数について、安全な給食を提供する上で基準の見直しが重要であるため、他の政令指定都市と協議して提案項目に上げるべきである。
- ・ふるさと納税については、政令指定都市で共通した課題があるため、本市が主導して提案事項に上げられるよう取り組んでほしい。

(4) 令和6年9月13日(第11回)

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(5) 令和6年10月1日(第12回)

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として立命館大学政策科学部教授の森裕之氏を招致し、大都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

議会が一番重要な役割は、予算を決定することである。議会には、まちの将来のために予算を配分することが信託されている。価値には、基本的人権、平和、環境、文化、健康、美、弱者の包摂、ダイバーシティの尊重、人と人のつながりなど様々あるが、時代や地域によって変わってくる。まちの将来について話し合い、優先順位に従って予算を配分することが議会の

仕事である。

予算を配分したが、実はあまり大切ではなかったことが決算のときに判明する。それをフィードバックして改善する。財政にとってフィードバックを続けていくことが大切である。

自治体財政のルールは一つだけであり、赤字にしないことである。当局から財源がないと言われた場合は、優先順位が間違っているので使い方の変更や新たな財源の模索を提言すべきである。

歳入は地方税と地方交付税を合わせた一般財源が重要である。川崎市の特徴は、地方交付税がないことである。地方交付税は普通交付税と特別交付税に分類される。

一般財源が重要である理由の1つ目は、使い道が自由であること、2つ目は、一般財源の規模によって、国からの補助金や地方債などの財源が決定すること、3つ目は、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの指標が、全て一般財源を基にしているため、一般財源の規模との対比で決定することである。

市町村全体の税金の割合で大きいのは、市町村民税と固定資産税である。なお、市町村民税における法人分はまず国・都道府県に配分されるため、市町村に配分される割合が非常に少ない。そのため、企業誘致によって法人税が増加するよりも、固定資産税が増加することが大きい。

国は法律で税金の種類や率を決めているが、市町村が独自に超過課税を課すことや法定外税を新設することが可能である。

基準財政需要額は市町村の人口で決まり、これに対して、地方税だけで不足している部分を埋めるのが地方交付税である。これによって国民1人当たり標準的な行政サービスが提供できるようにしている。なお、川崎市は155万人の基準財政需要額があるが、基準財政収入額が上回っているため、地方交付税が交付されていない。

地方交付税のうち、6%が特別交付税、94%が普通交付税である。なお、特別交付税は災害などが発生したときに交付される。

税収のうち、4分の3が基準財政収入額となり、4分の1が留保財源となる。ただし、法定外税は税収には入らない。各自治体は、留保財源で独自の施策を実施している。

川崎市の場合、基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているため、地方交付税が交付されておらず、水準超過分が発生している。川崎市の財政の構造は、水準超過分と留保財源で独自の施策を実施することになっている。

普通の自治体が税収が増加した場合、4分の3は基準財政収入額が増加したことになり、4分の1が留保財源が増加したことになる。よって、基準財政収入額が増加した分は地方交付税が減額される。つまり、普通の自治体は、100億円税収が増加すると25億円だけ財源が増加することとなる。

川崎市の場合は地方交付税が交付されていないため、100億円税収が増加すると100

億円使える財源が増えることとなる。

また、普通の自治体は、10億円がふるさと納税で流出しても、実際に減額されているのは2億5,000万円のみとなる。ところが、川崎市は補填されないため、ふるさと納税は川崎市にとって不利となる。

施設を整備する際に、9割は地方債、1割は一般財源で支出することとなっているが、地方債の半分が国の負担分となっている。よって、普通の自治体は、100億円の施設を整備する際は、45億円が国の負担分となり、おおよそ半分ぐらい費用を自治体が負担することとなる。しかし、川崎市は地方債についても国の負担分がないため、ほかの自治体と比べ、施設の整備は慎重になるべきである。

地方債には毎年同じ額を償還していく方法と満期一括償還の2種類がある。満期一括償還とは、30年間の期日で借りた場合、29年間は利息のみ支払い、30年目に全額支払う方法であり、大都市や都道府県で採用されている場合が多い。そのため、総務省の指針では、満期一括償還に備えて、毎年3.3%ずつ基金に積み立てることを求めている。

エ 意見交換概要

質疑. 減債基金の適切な積立て状況に関する確認方法について

応答. 国に対して減債基金借入額を報告しているため、その資料に基づき前年度末減債基金残高と前年度末減債基金積立相当額の差額を確認することが有効である。過去に大阪府では、約5,100億円の積立て不足が発生していたため、条例によって強制的に減債基金に積み立てることを決定した事例がある。

質疑. 基準財政需要額の算定方法について

応答. 基準財政需要額は客観的な指標に基づき税金を各自治体へ公平に配分する制度であるため、人口を基準としている。そのため、過疎自治体における財政面への影響が大きい。川崎市は人口密度が高いため、他の自治体に比べると有利に働いている。

質疑. 不交付団体の課題について

応答. 不交付団体にとっては影響が大きいため、ふるさと納税を廃止することが望ましい。本来、税金の使い道を決定するのが議会であり、一般人に委ねることは望ましくない。

質疑. 法定外税の新設について

応答. 法定外税の新設のハードルは高くなく、京都市では2026年度から空き家税の導入が決定している。

(6) 令和6年10月8日(第13回)

ア 議題

・指定都市「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

イ 概要

「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

ウ 委員意見

- ・教職調整額が増額される可能性がある中、必要な財源が確保されるよう、国・地方間の財源配分の是正を要望してほしい。

(7) 令和6年11月14日（第14回）

ア 議題

- ・「令和7年度 県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和7年度 県の予算編成に対する要請」について、要望の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・障害者入所施設の整備及び入所調整に関する要望について、県の総量規制撤廃に向けて所管局と調整し、より明確な文言にすべきである。
- ・国道357号等の整備は大規模な事業であり、県域における広域的な幹線道路ネットワーク形成の意義を踏まえて国と連携し、県との協議を進めてほしい。
- ・前年度の要請項目について、実現した項目を把握するため、資料に明記してほしい。

(8) 令和7年3月19日（第15回）

ア 議題

- ・正副委員長の互選

イ 概要

正副委員長がいずれも委員を辞任したため、年長委員の松原成文委員の指名推薦により、末永直委員が委員長に、林敏夫委員が副委員長に選任された。

3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」に基づき、次のとおり要望活動を行った。

(1) 税財政関係特別委員長会議（令和6年10月2日実施）

オンラインにて開催された税財政関係特別委員長会議に野田雅之大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和6年11月20日実施）

加藤孝明委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・特別市制度創設に向けて、議論の加速化を図っていくことが重要と考えており、国において、大都市制度を専門的に検討する専任の研究会設置のため、次期地方制度調査会で調査審議を実施することをお願いしたい。
- ・ふるさと納税制度の見直しについて、今年度の本市流出見込額は約136億円であり、普通交付税不交付団体であるため、看過できない状況にある。特例控除額に定額の上限を設けること、ワンストップ特例制度による現状の仕組みを見直すこと、地方特例交付金による補填することを要望する。

(3) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕（令和6年11月25日実施）

長谷川智一委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・特別市制度の創設について、本年8月に全国19政令市の立憲民主党市議約130名による政令指定都市政策協議会が発足した。二重行政による受益と負担のねじれを解消し、地域の実情に合わせた効率的かつ効果的な行政運営を実現させるためにも、政令市の権限を強化する必要がある、特別市へ円滑に移行できるよう特別市制度の法制化をお願いしたい。
- ・ふるさと納税の見直しについて、本市は普通交付税不交付団体であり、多額の税収が流出し、財政に大きな影響を及ぼしている。ふるさと納税は本来の制度の趣旨や理念に反して、返礼品や節税を目的としたネット通販化している状況である。返礼品を目的とした寄附の増加により、特に都市部における地方自治体の財政に与える影響が拡大していることを踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと等の対策を求める。
- ・子どもの医療費助成について、本市は東京都と隣接し、教育や医療の格差が顕著に見られるため、喫緊の課題である。小児医療費助成制度などの子育て施策において、自治体間での格差が生じないように、ナショナルスタンダードとして全国一律の制度の構築が必要であ

る。

(4) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕(令和6年11月14日実施)

柳沢優委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税制度の在り方について、本市は地方交付税交付金の不交付団体であり、ふるさと納税における補填がないため流出額がそのまま負担となる。本市も返礼品の見直しや付加価値の高い製品・サービスの提供などの努力を重ねているが、本年の流出見込額は約136億円であり、公共サービスの低下を招きかねない深刻な問題である。不交付団体についても、交付団体と同様に、地方特例交付金などからの補填を要望する。
- ・放課後等デイサービスなどで活躍する児童指導員について、児童指導員の任用資格は、学歴や実務要件を満たすことで付与されるが、実務要件の証明を得る際に以前の勤務先が倒産した場合など、証明が困難となる事態が散見されるため、資格取得方法の見直し、自治体の代行や特例措置を可能とする体制の構築を要望する。

(5) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕(令和6年11月21日実施)

齋藤温委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税について、本市の流出額が毎年増加しており、本年の流出見込額は4年前の倍の約136億円であるが、市の財政は豊かであると判断している。しかし、流出額の増加傾向が継続すると深刻な問題となり、自治体としては解決できる問題でないため、制度の改善をお願いしたい。
- ・こども誰でも通園制度について、本市では今年度から実施しているが、子どもの視点や保育の専門性の視点が欠如している制度であるとの批判がとても多い。今後、全国で本制度が実施されるため、本市の実態を考慮して子どもが守られるような制度となるよう要望する。

(6) 指定都市行財政問題懇談会〔日本維新の会〕(令和6年11月28日実施)

仁平克枝委員が出席し、日本維新の会所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税に係る本市の流出見込額は、約136億円となっている。本市は、普通交付税不交付団体であるため、交付団体とは異なり補填がされず、流出額は実質的に全国一位となっている。交付税の交付・不交付にかかわらず、流出額が補填されるなどの見直しが必要である。地方債の発行要請の緩和や地方交付税交付金の増額などを通じて、地方自治体が安定した財政運営を実現できる体制を強く求める。

- ・年収の壁の見直しについて、年収103万円の壁を178万円に引き上げた場合、本市では約480億円の市税減収が見込まれる。年収の壁の見直しには意義があるが、公共サービスへの大きな影響が懸念されるため、地方自治体の財政基盤を損なわないよう配慮をお願いする。

4 名称及び付議事件の変更

令和7年3月19日の本会議において、名称及び付議事件の変更の議決が行われ、名称が「大都市制度・税財政調査特別委員会」に変更となり、付議事件に「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度に関する事項」を加えた。